

機関計画検査における機関等の開放検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

機関計画検査における機関等の開放検査に関する事項

改正理由

- (1) 機関計画検査に関する現行規定においては、主機のクランク軸、主軸受、クランクピン軸受等の主要な構成部品は、検査員立会いの下で開放検査が要求されている。一方、今日では、これらの部品の信頼性は大幅に向上しているとともに、国際安全管理コード（ISM コード）の導入以降、同コードに従い、適切な保守管理の徹底が図られている。実際、従来から機関長による自主開放点検が認められる機器においては、検査員立会による開放検査が実施された場合と比較しても、その後の損傷率に差はないことが確認されている。

上記を踏まえ、今般、これまで検査員立会いの下で開放検査が要求されていた主機の主要な構成部品についても、保守管理状態を確認するための潤滑油フィルタ開放点検等の確認を行うことを条件に、機関長による自主開放点検が認められるよう関連規定を改めた。

- (2) 船舶において、機関の排出ガスに対する環境対策が進められている中、低硫黄燃料油の使用が促進されてきている。一方、低硫黄燃料油は、粘度が低く、潤滑性も悪いことから、これらの改善を目的とした燃料油冷却器を使用する船舶も現れている。当該燃料油冷却器は、主機の安定した運転に必要な機器であることから、今般、燃料油冷却器を機関計画検査の検査項目に追加するよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 機関計画検査において、主機として用いられるディーゼル機関のクランク軸、主軸受、クランクピン軸受、クランクピンボルト並びにカム軸及び同駆動装置についても、潤滑油フィルタ開放等による潤滑油の目視確認を行うことを条件に、機関長による自主開放点検が認められるよう改めた。
- (2) 機関計画検査の対象機器として燃料油冷却器を追加した。